

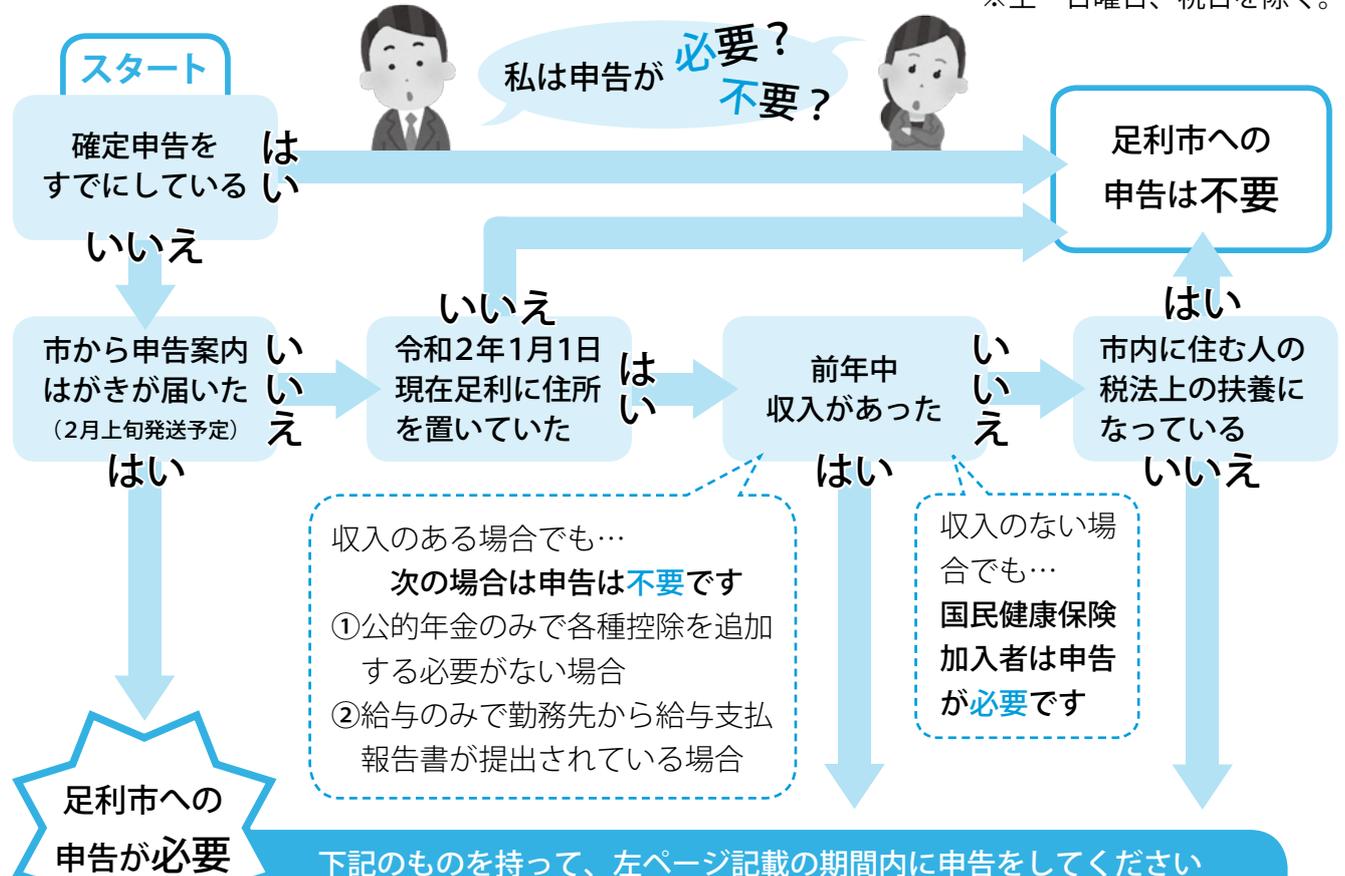
市・県民税 税の申告

申告は必ず、正しく、忘れずに

税務課・☎2122

申告期間：**2月14日(金)～3月16日(月)**

※土・日曜日、祝日を除く。



- 申告案内はがき(届いた方)
- 印鑑 個人番号カード など
- 前年中の所得がわかるもの(源泉徴収票など)
- 国民年金保険料の領収証書(控除証明書)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収証書
- 生命保険料、地震保険料、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の控除証明書

▶医療費控除を受けるとき

- 医療費控除の明細書、医療保険者が発行する医療費通知または医療費の領収書、保険などで補てんされた金額がわかるもの

▶配偶者控除や扶養控除などを受けるとき

- 配偶者や扶養親族の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

▶障害者控除を受けるとき

- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書

台風第19号の被害を受けられた方へ

資産(住宅・家財・車両など)に損害を受けた方は、災害減税法により所得税、雑損控除により住民税などが軽減される場合があります(令和元年年分)。詳細は市ホームページをご覧ください。



■確定申告もお忘れなく 足利税務署・☎413151

申告には国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』が便利です。

市・県民税の申告受付日程表

期 日	会 場
2月	14日(金) 筑波公民館
	17日(月) 久野公民館 梁田公民館
	19日(水) 富田公民館
	20日(木) 毛野公民館
	25日(火) 名草公民館 矢場川公民館
	27日(木) 山辺公民館
	28日(金)
3月	2日(月) 三重公民館
	3日(火) 葉鹿公民館
	4日(水) 山前公民館
	6日(金) 小俣公民館
	9日(月) 三和公民館
3月10日(火) ～16日(月)	市役所 本庁舎1階 市民ホール
受付時間 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分 ※市役所市民ホールは 午前9時から。 ※期間中は、指定の会場 以外での受付は不可。	

申告には個人番号(マイナンバー)記載が必要です

申告書を提出する際は、申告者本人確認書類として次の書類の提示または写しの添付が必要です。

▶個人番号カードをお持ちの方

個人番号カード(写しの場合は表と裏の両面)



▶個人番号カードを持っていない方

番号確認書類

●通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し

身元確認書類

●運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、年金手帳、在留カード、身体障害者手帳などのいずれか1つ

障害者控除対象者認定書の交付

元気高齢課・☎2139

障害者手帳をお持ちでない、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、一定の要件を満たす方に認定書を交付します。この認定書を、所得税や市・県民税の申告をする際に提示すると、障害者控除を受けることができます。

控除の種別・対象

- ▷特別障害者控除＝知的障がい者(重度)、
身体障がい者(1・2級)に準ずる方
- ▷障害者控除＝知的障がい者(中度・軽度)、
身体障がい者(3～6級)に準ずる方

申請 申請書を同課(本庁舎1階18番窓口)

※申請書は同課または市ホームページで入手できます。

※申請後、審査があります。

よくある質問

Q 家族の扶養に入っている、パート、アルバイトの収入がある場合、申告は必要?

A 収入があれば申告が必要です。ただし、給与支払者から市に給与支払報告書が提出されていて、他に申告すべき所得や控除がなければ、申告する必要はありません。なお、『税法上の扶養』に入るのは前年中の合計所得金額が38万円以下(例：給与収入金額103万円の時、給与所得は38万円)の方です。

Q 医療費をどれくらい支払うと、医療費控除が受けられるの?

A 前年に支払った医療費から、保険金などで補てんされた金額を引いた額が10万円以上(総所得金額等が200万円以下の方は、総所得金額等の5%以上)の場合です。なお、扶養控除や社会保険料控除などの合計が総所得金額等を超えていれば、医療費控除をしても、税額は変わりません。